

役員等報酬規程

社会福祉法人 慈永会

社会福祉法人 慈永会 役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 慈永会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等（職員を兼務する役員）については、月額報酬を支給し、退任にあたっては慰労金を支給する。
 - (2) 非常勤理事長については、月額報酬を支給し、退任にあたっては慰労金を支給する。
 - (3) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与は支給しない。また、退任にあたっては餞別を支給する。
- 2 常勤役員等に対する慰労金及び非常勤役員に対する餞別は、役員等として円滑に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 慰労金については、別表3に定める算式により算出される額
- (3) 通勤手当については、職員給与規定第6条の規定に準ずる額
- (4) 常勤役員等が職務のため出張したときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第4に定める額
- (2) 非常勤理事長の慰労金については、別表3に定める算式により算出される額
- (3) 餞別については、別表第5に定める額
餞別の額は理事長が特に必要と認めた場合には30万円を上限として増額することができる。

(4) 非常勤役員等が職務のため出張したときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員報酬は、別表2の定めによるものとする。

(報酬等の総額)

第6条 当法人の役員等に雌雄する報酬等の年間の総額は以下のとおりとする。

- (1) 理事の報酬の総額は年間 2,500 万円以内とする。
- (2) 監事の報酬総額は年間 50 万円以内とする。
- (3) 評議員の報酬総額は、定款第8条において定められたとおり年間 100 万円以内とする。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月5日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、繰り下げて翌日に支給する。
- (2) 退職手当については、任期满了、辞任又は死亡により退職した後1か月以内に支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤役員等ならびに非常勤理事長に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等ならびに非常勤理事長が退任し、又は解雇された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解雇された場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項に規定にかかわらず、常勤役員等ならびに非常勤理事長が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第10条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第12条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、2017年 6月17日より施行する。

2018年 6月17日改定（別表）

2019年 4月 1日改定

2020年 7月 1日改定

2022年 6月28日改定

2023年12月20日改定

2026年 1月 1日改定

別表 1（常勤役員等の報酬額）

役 職 名	報酬額
理事長	月 額 1,000,000 円
副理事長	月 額 500,000 円
理事（施設長）	月 額 300,000 円

別表 2（職員給与との併給）

常勤役員（当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員）に対しては、役員報酬額等と職員給与の合計が下記の範囲内において役員報酬等を支給する。

役 職 名	年次報酬等合算上限額
理事長	上限年額 28,000,000 円
副理事長	上限年額 15,000,000 円
理事（施設長）	上限年額 25,000,000 円

別表 3（常勤役員及び非常勤理事長の慰労金算定式）

役 職 名	慰 労 金 額
理事長・副理事長 理事（施設長）	最終報酬月額 × 在職年数 × 係数

※ 上記在任年数は1年単位とし、端数は切り上げる。

※ 係数 = 業務執行理事（理事長・副理事長） 1 ～ 3
理事（施設長） 0.5

別表 4（非常勤役員等の報酬額）

（1）非常勤理事長

役 職 名	報 酬 額
非常勤理事長	月 額 500,000 円

（2）評議員

	日 額
評議員会への出席	15,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	15,000 円

(3) 理 事

	日 額
理事会への出席	15,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	15,000円

(4) 監 事

	日 額	
	4時間未満	4時間以上
役員会への出席	15,000円	30,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	15,000円	30,000円

別表5（非常勤役員等の餞別）

在 任 年 数	餞 別 金 額
4年未満	30,000円
6年未満	50,000円
10年未満	100,000円
10年以上	200,000円